

清掃業務委託特記仕様書

本仕様書は、令和8年度「大館少年自然の家清掃業務委託」に適用するものである。

I 業務概要

- 1 業務場所 秋田県立大館少年自然の家
秋田県大館市東字岩神沢31
- 2 業務期間 契約締結日から令和8年10月31日までとする。
- 3 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」
(以下「共通仕様書」という。)による。

II 業務範囲

1 作業日

- (1) 従事者を常駐させ、1週間の作業時間は40時間を超えないようにし、日程については、4月分を契約締結後速やかに、5月分以降を前月25日前後に双方協議のうえ決定するものとする。ただし、宿泊者が浴室を利用した翌日は原則として作業日とする。また、急な利用受入もあるため、その場合は作業日の変更もあり得る。
- (2) 時間は、午前7時30分から午後4時00分（休憩1時間）までとし、年間作業時間は90日×7.5時間で675時間とする。

2 作業内容

作業内容及び面積等は、別紙「面積表」及び「日常清掃作業基準表」による。

(1) 日常清掃

日常清掃作業基準表に基づき実施する。

委託者は現場責任者と協議のうえ、臨時的に清掃箇所及び回数の変更を指示することができる。

(2) 塵芥処理

廃棄物は、委託者が指示した区分により分別し、集積所へ保管すること。

3 従事者

従事する者の名簿を提出するものとし、変更があった場合は速やかに変更届を提出する。

従事者は清潔な作業衣を着用し、名札等を付け作業員と判別できるようにすること。

休憩は所定の場所で行うものとし、作業に使用する機会・器具等は委託者が指定する場所に収納することとする。

4 経費の負担等

作業に使用する機械器具・クリーナー等は受託者の負担とし、清掃作業に必要な電力及び水道水に係る経費やゴミ袋・トイレットペーパー・石けん・芳香剤・衛生用品等は委託者の負担とする。

なお、その他清掃に関する物品の購入が必要になった際の負担は、両者協議のうえ定めるものとする。

5 作業日報

作業実施日は作業終了後必ず清掃日誌を提出し、委託者の指定する職員の確認を受けること。

6 教育指導

受託者は、次に掲げる事項について責任者及び従事者を教育、指導するものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、委託者の信用を傷つけないように誠実、迅速かつ効率的に行うこと。
- (2) 当所は外部からの接客を主とする教育機関であるので、受託者は従事者の言動・動作に十分配慮し、来所者に不快感を与え、委託者の業務に支障を来すことがあってはならない。
- (3) 業務上知り得た機密、情報を漏らさないこと。
- (4) 火気の使用、騒音の発生、出入り口の戸締まりに注意し、火災、その他の事故等が発生しないように十分注意のうえ、作業を実施すること。
- (5) 作業に使用する器具、資材等で、施設、設備等を損傷しないこと。
- (6) 委託者から貸出を受けた鍵等は、慎重に取り扱い、作業を実施するために必要な時間と場所に限り使用し、責任を持って返却及び管理をすること。
- (7) 電気及び水道の使用にあたっては、極力節約に努め、適正な作業を実施すること。
- (8) 作業に使用する器具、資材等は、委託業務の実施箇所に応じ、良好な品質のものを使用すること。
- (9) 作業の実施に関し、委託者から指示があった場合には、これに従うこと。

7 事故等の措置

- (1) 建物内に破損または器具等に異常を認めた場合は、速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (2) 事故を起こし、もしくは事故に遭遇した場合は、速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 委託業務の実施に伴う従事者の疾病、傷害、その他事故については、原則として受託者の責任において措置すること。

- 8 委託業務の実施に際しては、受託者と定期的に打合せを行い、適正な業務の実施について協議するものとする。

Ⅲ その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者の協議によって定めるものとする。